

安中市狭あい道路整備事業の概要

《H19.10.1 開始》

■【事業内容】

安中市では、建築基準法により道路とみなし、後退が義務付けられている敷地『後退用地』と『すみ切り用地』（以下、「後退用地等」という。）を、安中市狭あい道路の整備に関する要綱（以下、「要綱」という。）を定め、土地所有者の協力のもと寄附により取得し道路として整備を行います。

■【事前協議】

建築基準法第4条第2項に指定された道路に接する敷地で、建築行為を行う建築主は、建築確認申請を行う前に、後退用地等の取扱い（寄附意向の有無、整備方法等）について要綱第3条に規定する事前協議をお願いします。

また、後退用地等の寄附等の意向がある場合も、事前協議の対象となります。

※計画敷地が『2項道路』に接するか、事前協議の対象であるか事前に相談し、確認してください。

1. 協議方法

『狭あい道路整備事前協議書（様式第1号）』に下記の書類を添付し提出してください。

(1)	委任状	前協議を本人に代わって代理者が行う場合に必要 (建築主、土地所有者、各々の委任状)
(2)	案内図	協議を行う土地の位置を住宅地図等にしたもの
(3)	土地利用計画図	申請敷地内の建物（建築予定も含む）、申請敷地内の工作物、申請敷地に接する道路の形状及び道路認定の番号、幅員、道路と敷地の位置関係（平面・断面（高低差））、後退用地内の支障物件※①の位置、内容、撤去計画が記入されているもの
(4)	公図の写し	協議対象地及び2項道路の位置がわかる最新の状況が反映されたものに、道路後退線を赤で記入したもの
(5)	土地の全部事項証明書	最新の状況が反映されたもの
(6)	写真	道路と敷地の関係がわかるもの
(7)	その他市長が必要と認める書類	

●紙による提出の場合： 1部

●電子申請による場合：下記のURLリンク又はQRコードより申請 ※メールアドレスの入力が必須です。

【 URL 】

[https://logoform.jp/form/
jiE8/1741364](https://logoform.jp/form/jiE8/1741364)

【 二次元コード 】



※①要綱第2条(9)の支障物件

2. 事前協議終了後の手続き

(1) 後退用地関係

① 後退用地等を『寄附』することで合意した建築主

- ・計画敷地に接する土地所有者との境界の確定、後退用地の測量・分筆登記を行ってください。
(所有権移転登記は市で行います)

② 後退用地等を『無償使用同意』又は『その他(個人管理)』で合意した建築主

- ・安中市(建築住宅課)で支給する後退杭等を道路後退線上に設置してください。
(後退杭等支給申請書(様式第4号)で後退杭等の支給を申請してください)

(2) 後退用地内にある支障物件の撤去及び移設

- ・支障物件の撤去及び移設を合意に基づく書類提出前までに行ってください。
- ・後退用地内にある電柱及び付属施設、街路灯、交通標識、カーブミラー等は、移設のご協力を
お願いいたします。

(3) 合意に基づく書類の提出

- ・支障物件の撤去、分筆標示杭の設置が完了した後、下記書類を提出してください。

①『寄附』で合意した場合

『後退用地等寄附申請書(様式第3号)』に下記の書類を添付し提出してください。※押印は実印をお願いします。

(1)	印鑑証明書	原本(写しは不可)
(2)	登記原因証明情報兼登記承諾書	
(3)	土地の全部事項証明書※①	寄附部分の分筆登記後のもので、最新の状況が反映されたもの
(4)	公図の写し	寄附部分の分筆登記後のものに道路後退線を赤で記入すること
(5)	地積測量図の写し	寄附部分の面積がわかるもので、分筆標示杭の位置及び凡例が明示されているもの
(6)	狭あい道路整備報奨金支払請求書	報奨金対象で、交付を希望する場合のみ
(7)	委任状※②	報奨金対象で、土地所有者以外の者が報奨金の受領を希望する場合のみ
●紙による提出のみ: 1部		

※①所有権以外の権利(抵当権など)が設定されている場合には、それを抹消した後のもの

※②市で定めた様式があります

②『無償使用同意』で合意した場合

『後退用地等無償使用同意書(様式第4号)』に以下の書類を添付し提出してください。※押印は実印をお願いします。

(1)	印鑑証明書	原本(写しは不可)
(2)	公図の写し	道路後退線を赤で記入したもの
(3)	敷地の地形図又は地積測量図	後退用地の面積計算を記入したもの
●紙による提出のみ: 1部		

3. 【報奨金の交付】

後退用地等について、寄附の協力をいただいた方には、寄附面積に応じて次の報奨金を交付します。

報 奨 区 分		報 奨 金 額
後退用地	20㎡ 以下	24 万円
	20㎡ を超え 50㎡ 以下	28 万円
	50㎡ 超え	32 万円
すみ切り用地※①	1 箇所	1 万円

※①要綱第2条(4)に定めるすみ切り用地。設置は任意です。

4. 【後退用地の整備】

(1) 後退用地等の整備

後退用地内に支障物件が無く、整備できる状態になってから市で整備を行います。

5. 【参考】

●市HPのリンク

【 URL 】

<https://cms2023.city.annaka.lg.jp/page/26073.html>

【 二次元コード 】



お問い合わせ・提出先

〒379-0192 安中市安中2丁目13-7 安中市役所まちづくり部建築住宅課指導係（本庁2階）

電話：027-382-1111（内線1255・1256・1257） FAX：027-381-0503